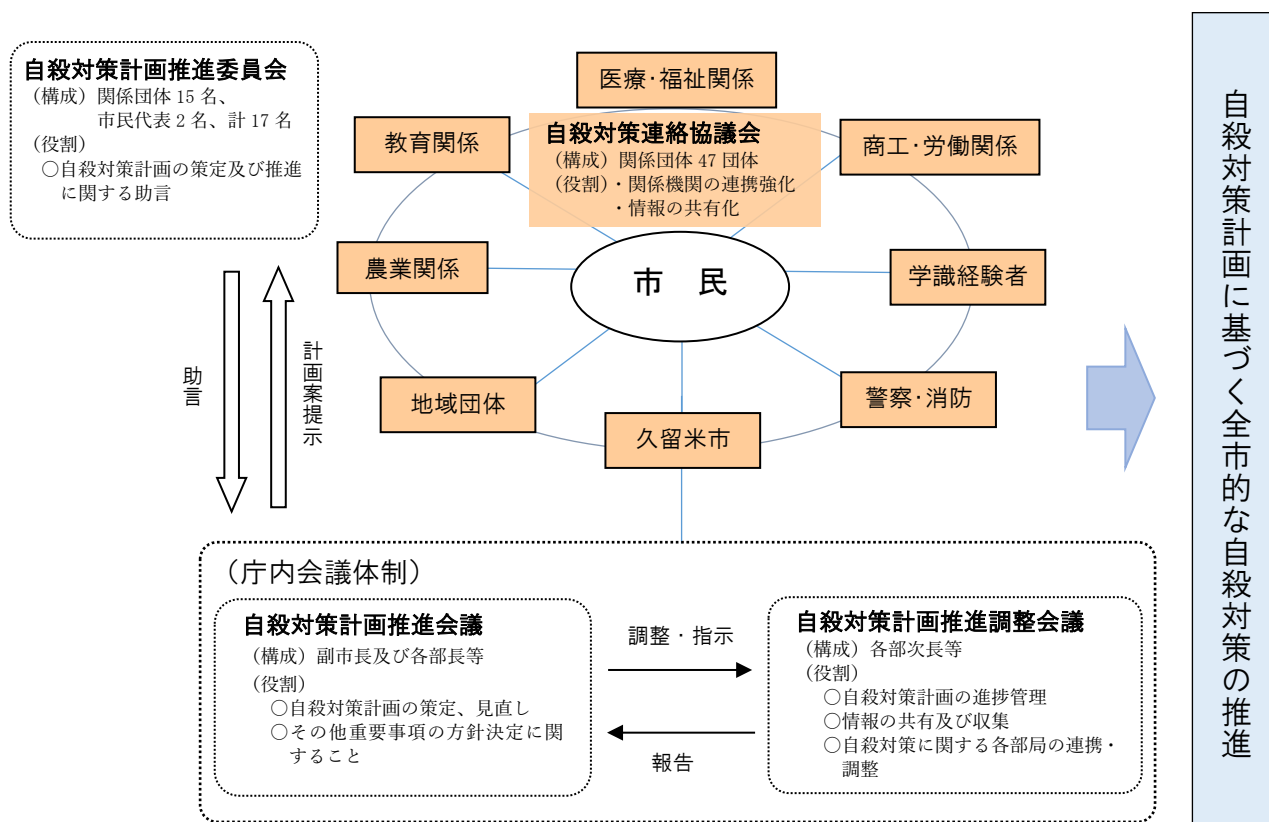


第5章 計画の推進と進行管理

1 推進体制

この計画は、医療、福祉関係者、商工・労働関係者、学識経験者、地域団体、警察・消防、公募による市民の代表からなる「計画推進委員会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内の「計画推進会議」「計画推進調整会議」において、各部局連携のもと、必要な事項の協議及び調整を図りながら、推進に取り組みます。

また、「自殺は個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題」であることから、様々な関係機関・団体で構成する「自殺対策連絡協議会」を設置し、それぞれの取組状況の把握や意見を集約しながら、全市的な自殺対策の推進を図ります。



2 進行管理

本計画は、毎年、成果指標と現状との比較や主要な事業の進捗状況、その他の事業の実施状況を確認し、進捗管理を行います。

また、計画期間の最終年度である令和10（2028）年度には、本計画の達成状況や課題を把握するための最終評価を行います。

